

令和元年5月31日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16851

研究課題名(和文) 新史料による金・南宋間を中心とした10～13世紀東アジアの外交使節に関する研究

研究課題名(英文) the study on the diplomatic missions of 10th to 13th centuries east asia centered on the ones between jin dynasty and southern song with new historical materials

研究代表者

毛利 英介(MORI, Eisuke)

関西大学・東西学術研究所・非常勤研究員

研究者番号：10633662

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：金と南宋の間を往来した使節を中心としつつ、広く10～13世紀東アジアの外交使節とそれに関連する事象に関する研究を行った。ここで言う東アジアとは、契丹(遼)・金・モンゴル(元)と五代・南北両宋及びその東西の高麗・西夏に、これらの国々が外交使節を派遣した周辺勢力まで含めた範囲を大まかに指す。手法としては、既に公刊されているが従来あまり利用されてこなかった史料を「新史料」と称し、これらの史料に基づいて研究を行った。その結果、特に1160年代に金と南宋の間で結ばれた大定和議以後の金・南宋関係に関する成果を多く挙げる事が出来た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

10～13世紀の東アジアは多国分立状況にあり、その中で多くの外交使節が往来した。しかし、現状では基礎的事実すら未解明の部分が多く、金と南宋間においてそれが著しい。本研究ではそのような金・南宋関係の、特に大定和議以後の時期についての成果を多く残すことができた。これは広く前近代東アジアの国際関係に関する研究に資するのみならず、例えば当該時期は朱子学を生み出した時代であることから、同時期を対象とする諸分野の研究にも示唆を与える意義をもつものである。

研究成果の概要(英文)： In this research, I examined the diplomatic missions and the phenomena which related to them in East Asia in the 10th to 13th centuries, especially about envoys dispatched between the Jin dynasty and the Southern Song each other. East Asia in this case, includes Qitai (Liao dynasty), Jin dynasty, Mongol (Yuan dynasty), Five dynasties, Northern Song, Southern Song, Koryo, Xixia and the surrounding powers of these countries.

The historical sources, which were published already, but which weren't being used so much in the past, were called "new historical sources" here, and this research was studied based on those historical sources. As a result, most outcomes were ones about the relation between Jin dyansty and Southern Song after the Dading treaty concluded in 1160 's in particular.

研究分野：人文学

キーワード：金 南宋

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者が以前から痛感するのは、日本史と東洋史の研究の緻密さの落差であり、日本史でも対外関係史という東洋史ともクロスする分野との間ではそれが顕著に露呈する。日本史における遣唐使や渤海使、あるいは近年では遣明使などの外交使節に関する研究の精密さは、本課題で扱う大陸世界での外交使節に関する研究に比して極めて高い。このような研究上の対話という観点からも、10～13世紀の東アジアの外交使節に関する研究が必須である。それは、前近代東アジアの国際関係に対する総体的理解のためにも必要である。

### 2. 研究の目的

本課題は10～13世紀東アジアにおける外交使節について「新史料」(後述)を導入し研究するものである。ここでの「東アジア」とは、契丹(遼)・金・モンゴル(元)と五代・南北両宋及びその東西の高麗・西夏に、これらの国々が外交使節を派遣した周辺勢力まで含めた範囲を大まかに指す。10～13世紀の東アジアは前後の時代と異なる多国分立という状況に特徴があり、研究代表者はこれを一個の時代として捉える。かかる時代環境の中、多くの外交使節が当時の東アジアを往来した。しかし、現状では関連の基礎的事実すら未解明の部分が多く、特に金と南宋間においてそれが著しいと考える。これは当該の時代の理解に止まらず、前後の時代との比較や当時の日本の東アジアへの位置において、更に前近代東アジアの国際関係の総体的理解にも障壁となっている。その解消が研究の目的である。

### 3. 研究の方法

10～13世紀の東アジアを往来した外交使節とそれに関連する諸事象について、文献史学の立場から資料収集と読解・研究を行った。対象とする資料としては、既公刊ながら研究上は従来余り利用に供されていない典籍史料(ここでは「新史料」と称す)を扱うことを基本とした。ただしそれに止まらず、現物資料(碑刻ないし拓本)の所在地に実際に赴いての調査を同時に行った。現物資料の所在地は主に中国北京市・華北地方・東北地方・内モンゴルなどの研究機関・文物保護機関を指す。更に、外交使節が残した記録を理解するために、関連の遺跡や使節の往来ルートなどの実地調査も行った。

### 4. 研究成果

研究課題多岐にわたるが、特に研究課題の中核である金・南宋関係に関する成果としては、5に掲げる雑誌論文・と学会発表・として公表することが出来た。以下これらについて述べることにしたい。

#### (1) 雑誌論文

金・南宋間で大定和議が成立した時点で南宋の皇帝であった孝宗が譲位を行った理由について、周必大「思陵録」の記述を手掛かりに検討したものである。従来孝宗の譲位については余り明確な理由は想定されていなかったが、本稿では孝宗が大定和議以前から続く受書礼(金の使節が国書をもたらした際に、南宋の皇帝が起立の上で直接金使から国書を受領する儀礼)を回避することを希望していたが、条件の変更を金に求めても容れられなかったことから、金で世宗が崩御したタイミングを見計らって譲位を行ったものと考えた。

#### (2) 雑誌論文

金・南宋間で大定和議が成立して以後の時期において、両国間を往来した使節がもたらした国書について検討したものである。その際、とりわけ金から南宋への国書の事例収集においては周必大「思陵録」に依拠した。結果として、金→南宋の国書は南宋→金の国書よりも短いことが定型化していたことを明らかにし、それが両国皇帝の名分上の関係が金優位であることの反映と考えた。また名分上の関係と関わる点として、当該時期の外交の現場において南宋は金を「上国」と称していたことに注目し、それが大定和議以前からの状況であることを「使金賀生辰還復命表」を利用して指摘した。

#### (3) 学会発表

金・南宋皇帝間の擬制親族関係に関して、周必大「思陵録」の記述に着目して検討した。それは、南宋高宗が崩御した際に金世宗が使節を派遣してもたらした祭文において、高宗を姪(=おい)として扱った記事である。当時金・南宋間では大定和議が有効であり、金皇帝と南宋皇帝の関係は代々「叔姪」(=叔父とおい)とするとされていたが、高宗は和議成立時には既に譲位して太上皇帝となっており、扱いが不明確だった。その結果、南宋国内では世宗と高宗の関係を弟兄と、金国内では叔姪とそれぞれ自らに都合良く認識したが、高宗の崩御に際してはその齟齬が露になり、優位にある金の認識が優越したと考えた。

#### (4) 学会発表

金・南宋間で大定和議が成立して以降の時期における平時の使節の往来の状況について、「重明節館伴語録」に基づいて検討したものである。具体的な論点の一つは、金の使節と南宋の接待役の間での贈答品の名称についてである。そこで使用される名称は主に「私覲」・「土物」の二種であるが、土物は双方向で使用されるのに対し、私覲は南宋側から金の使節に対してのみ用いられている事実を確認できた。その持つ意味については今後さらに考察を深めたいと考えている。

#### (5) 学会発表

金・南宋間の皇統和議が成立する前後に、両国間を往来した使者がもたらした外交文書について「紹興講和録」に基づき検討を行ったものである。ここでいう外交文書とは、金の元帥である完顔宗弼と南宋の初代皇帝・高宗の間で交わされたもので、具体的にはその文書形式について検討した。即ち、宗弼→高宗の文書は「致書」であるのに対して高宗→宗弼の文書は「啓」であり、これは宗弼の立場がやや高いことを意味するものと考えた。

以上のように、課題採択時点で「新史料」として掲げたうち「思陵録」と「重明節館伴語録」を全面的に利用した成果を挙げることが出来たほか、「使金賀生辰還復命表」についても重要な史料として研究成果に組み込むことが出来た。残念ながら『中興礼書』に関しては、主要な調査対象と想定していた北京大学図書館善本室の利用が予定した時期には叶わなかったため成果には組み込めなかったが、代替として陳襄「神宗皇帝即位使遼語録」に関する成果を雑誌論文として残すことが出来た。また当初想定していなかったが同様に「新史料」と称することが可能である「紹興講和録」についても成果を残すことが出来た。以上から、総体としてほぼ計画に沿った研究成果を得たと考えている。そして上記個別の業績に対する説明にも明らかなように、全体として大定和議以後の時期についての成果が多いが、当該時期の金・南宋関係の研究は従来日本国内にとどまらず世界的にみても比較的手薄であった。よって今課題による成果は、前後の時代の金・南宋関係に関する研究や広く東アジアの国際関係に関する研究、あるいは同時期を対象とする歴史学にとどまらない諸分野の研究にも示唆を与えうるものとなったと考えている。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕(計8件)

- 毛利英介、十五年も待っていたのだ！ - 南宋孝宗内禅と対金関係、アジア遊学、査読有、233、2019、100-113
- 遠藤総史、飯山知保、伊藤一馬、毛利英介、Recent Japanese Scholarship on the Multi-State Order in East Eurasia from the Tenth to Thirteenth Centuries、Journal of Song-Yuan Studies、査読無、47、2019、193-205
- 毛利英介、陳襄「神宗皇帝即位使遼語録」注釈稿、関西大学東西学術研究所紀要、査読有、51、2018、441-461
- 毛利英介、書評：高井康典行著『渤海と藩鎮 遼代地方統治の研究』 汲古叢書 139、史学雑誌、査読無、127-2、2018、215-225
- 毛利英介、1075年遼宋国境画定交渉（於開封）、関西大学東西学術研究所紀要、査読有、50、2017、341-363
- 毛利英介、書評：藤原崇人『契丹仏教史の研究』、内陸アジア史研究、査読有、32、2017、71 - 79
- 毛利英介、大定和議期における金・南宋間の国書について、東洋史研究、査読有、75-3、2016、71 - 106
- 毛利英介、「関南誓書」初探、関西大学東西学術研究所紀要、査読有、49、2016、549 - 567

### 〔学会発表〕(計10件)

- 毛利英介、遼宋及び金宋間における擬制親族関係補論、関西大学東西学術研究所研究例会、2018
- 毛利英介、倪思『重明節館伴語録』について、宋代史談話会、2018
- 毛利英介、石刻史料による遼代外交儀礼研究の試み 「秦徳昌墓誌銘」より、関西大学東西学術研究所研究例会、2018
- 毛利英介、『紹興講和録』再探 作為君臣関係期金宋関係研究的線索、宋遼西夏金元史の日中青年学者的交流会、2017
- 毛利英介、遼代「首都」論争について—豊田報告のコメントに代えて—、関西比較中世都市研究会、2017
- 毛利英介、南宋・孝宗皇帝の「生前退位」の背景について、滋賀県立大学人間文化セミナー、2017
- 毛利英介、宋代の史料における文末「次」字の用法について、宋代史談話会、2017
- 毛利英介、中国国家図書館蔵「神宗皇帝即位使遼語録」調査報告、国書研究会、2016
- 毛利英介、大定和議期金宋間国書形式、中央民族大学招待講演、2016
- 毛利英介、故劉浦江先生の遼代史研究と契丹文史料、中央アジア学フォーラム、2015

### 〔図書〕(計1件)

- 毛利英介 他、北京大学出版社、過程、空間：宋代政治史再探研、2017、443 - 453

### 〔産業財産権〕

#### 出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

出願年：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。